

告 示

埼玉県告示第六百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年五月十一日

埼玉県知事 大野元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
ワルツ（WALTZ）

埼玉県所沢市日吉町十二番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社そごう・西武 代表取締役 林拓二

東京都千代田区二番町五番地二十五

西武鉄道株式会社 代表取締役 若林久

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号 外 計九者

（変更後）株式会社そごう・西武 代表取締役 林拓二

東京都千代田区二番町五番地二十五

西武鉄道株式会社 代表取締役 喜多村樹美男

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号 外 計九者

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社そごう・西武 代表取締役 林拓二

東京都千代田区二番町五番地二十五 外 計八者

（変更後）株式会社そごう・西武 代表取締役 林拓二

東京都千代田区二番町五番地二十五 外 計三十六者

ハ 変更年月日

令和二年四月一日外

二 届出年月日

令和三年四月三十日

二 縦覧期間

令和三年五月十一日から令和三年九月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に對し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年五月十一日から令和三年九月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課